

○福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 保育の必要性がある児童の中には認可保育所などを希望しながら入所できず、認可外保育施設を利用している場合がある。この要綱は、これらの児童の保護者に対し認可外保育施設利用料の一部について補助を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。補助金の交付については福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出の対象であり、本市または福岡県に届出を行っている施設（事業主がその雇用する労働者の乳幼児の保育を自らまたは他人に委託して実施する場合における当該保育を実施するための施設であって、法第35条第4項の認可を受けていないもの、店舗等において顧客の乳幼児の一時預かりを行うことを目的とする施設、臨時に設置された施設、親族間の預かり合いを除く）をいう。
- (2) 認可保育所など 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (3) 認可外保育施設利用料 認可外保育施設との利用契約で決められた月額利用料をいう。ただし、時間外利用料金、食事・おやつ代、教材費、冷暖房費、布団消毒代、おむつ代、送迎費用、保護者会費、寄附金など基本的な月額利用料に含まれていないものは除く。
- (4) 児童 保育を必要とする小学校就学前の者（福岡市内に住民登録を置き、在住するものに限る。）をいう。
- (5) 入所を待機している者 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知（平成19年3月30日雇児保発第0330001号。）に定義する保育所入所待機児童をいう。
- (6) 保護者 児童と同一の世帯に属し、認可保育所などに入所申込を行った者及び、就業形態により深夜に及ぶ就業のため、認可保育所などによる延長保育、夜間保育の開設時間や地理的条件に合わず、やむを得ず認可外保育施設を利用する者。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、入所を待機している者のうち、認可外保育施設を利用する児童の保護者、及び、就業形態により夜間に及ぶ就業のため、認可保育所などによる延長保育、夜間保育

の開設時間や地理的条件に合わず、やむを得ず認可外保育施設を利用する保護者とし、認可外保育施設利用料の支払が確認できる者とする。ただし、次に掲げる者は補助対象者から除く。

- (1) 児童が福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年6月23日条例第105号）に定める第3子優遇事業の対象となっている者の保護者
- (2) 福岡市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年10月20日規則第142号）に定める保育料表により算定した階層がD5～D10となる児童の保護者

（補助金の額）

第4条 認可外保育施設利用料の一部について補助する金額（以下「補助金」という）の月額を、支給対象児童ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超えない場合
認可外保育施設利用料
- (2) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超える場合
別表1に定める額

（補助金受給資格の認定申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定申請書（様式第1号）及び認可外保育施設利用状況証明書（様式第1号の2）を市長に提出し、受給資格及び支給対象児童について市長の認定を受けなければならない。ただし、就業形態により夜間就業のため、認可保育所による延長保育、夜間保育所の開設時間や地理的条件に合わず、やむを得ず認可外保育施設を利用する保護者の認定申請は別途定める。

- 2 補助金の受給資格の認定期間は、認定の申請をした日の属する月から開始する。ただし新たに第3条に定める補助金の交付要件を具備するに至った者が、交付要件を具備してから30日以内に受給資格の認定申請をしたときは、認定期間はその者が、交付要件を具備するに至った日の属する月から開始する。

（補助金受給資格の認定）

第6条 市長は、前条の認定申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、受給資格があるものと認めるときは、受給資格を認定し、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定通知書（様式第2号）により保護者に通知する。

- 2 市長は、認可保育所への入所申込みのため、既に提出されている保育所入所申込書および保育所入所申込書添付書類に基づき調査を行うものとする。

- 3 前項の審査の結果、受給資格があるものと認められないときは、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定却下通知書(様式第3号)により保護者に通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の認定を受け、補助金の交付を受けようとする保護者は、支払額証明書(様式第5号)または認可外保育施設利用料の領収証を付して福岡市待機児童支援事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第1項に定める補助金の交付申請は、別表2で定める補助金支給対象期間の末日までに行わなければならない。ただし支給対象期間後または修了間際に前条第1項に定める受給資格認定通知書を受領した場合には、受領後すみやかに提出しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、第5条および前条の申請を受理するに当たって、保護者に対し、補助金受給資格および補助金交付のための審査に必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 市長は、認可外保育施設利用料の支払に関することを、児童が在籍する認可外保育施設に確認することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、福岡市待機児童支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により保護者に通知する。

- 2 第1項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、福岡市待機児童支援事業補助金交付却下通知書(様式第7号)により保護者に通知する。

(補助金の支給)

第10条 市長は、補助金交付決定後、口座振替の方法により補助金を支給する。

- 2 補助金の支給対象期間及び支給期月は、別表2のとおりとする。ただし、市長が認めるやむを得ない理由により、当該支給期月に支給できなかった補助金は、それ以降の支払期月でない月であっても支給することができる。

(補助金受給者の届出の義務)

第11条 補助金受給者は、次の第1号から第2号に該当するときは、再度第5条に定める認定申請を行い、受給資格の認定を受けなければならない。また、第3号から第5号に該当するときは待機児童支援事業補助金住所・氏名・金融機関等変更届(様式第8号)を、第

6号に該当するときは、待機児童支援事業補助金受給事由消滅届(様式第9号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 利用する認可外保育施設の変更
- (2) 認可外保育施設の利用に係る契約内容の変更
- (3) 補助金受給者またはその者が監護する児童の氏名または住所に変更があったとき。
- (4) 補助金の振込先の金融機関等の変更
- (5) 認可外保育施設の所在地、名称等の変更
- (6) その他、補助金の受給要件を欠くこととなる事由が生じたとき。

2 市長は、待機児童支援事業補助金受給事由消滅届の提出又は職権により、補助金受給者の受給資格を消滅させることができる。消滅の処理を行った場合、市長は、待機児童支援事業補助金受給事由消滅通知書(様式第10号)で受給事由が消滅した者に通知を行う。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 申請者が、次のいずれかに該当した場合は、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったとき。
- (2) 認可保育所の入所申込みを取り下げたとき、又は入所が決定した後、入所を辞退したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前から補助金の交付要件を具備している者が施行日から120日以内に受給資格の認定申請をした場合は、その者に係る受給資格の認定については、第5条第2項の規定にかかわらず、この要綱の適用日以降で交付要件を具備するに至った日の属する月から行う。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成23年5月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(期間)

2 この要綱は平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表 1

階層区分	福岡市子ども・子育て支援法施行細則 に定める保育料表	補助金額	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護等	25,000	25,000
B	前年度の市町村民税非課税世帯	25,000	25,000
C1	前年度の市町村民税のうち所得割非課税世帯 (均等割のみの課税世帯)	20,000	15,000
C2	前年度の市町村民税所得割額が 48,600円未満	17,000	13,000
D1	前年度の市町村民税所得割額が 48,600円～61,000円未満	14,000	11,000
D2	前年度の市町村民税所得割額が 61,000円～73,000円未満	11,000	9,000
D3	前年度の市町村民税所得割額が 73,000円～85,000円未満	8,000	7,000
D4	前年度の市町村民税所得割額が 85,000円～97,000円未満	5,000	5,000
D5	前年度の市町村民税所得割額が 97,000円～126,000円未満	対象外	対象外
D6	前年度の市町村民税所得割額が 126,000円～149,000円未満		
D7	前年度の市町村民税所得割額が 149,000円～169,000円未満		
D8	前年度の市町村民税所得割額が 169,000円～255,000円未満		
D9	前年度の市町村民税所得割額が 255,000円～301,000円未満		
D10	前年度の市町村民税所得割額が 301,000円～397,000円未満		
D11	前年度の市町村民税所得割額が 397,000円以上		

別表 2

平成 22 年度	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
平成 22 年 4 月～9 月	平成 22 年 11 月
平成 22 年 10 月～平成 23 年 1 月	平成 23 年 3 月
平成 23 年 2 月～ 3 月	平成 23 年 5 月

平成 23 年度	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
平成 23 年 4 月～ 7 月	平成 23 年 9 月
平成 23 年 8 月～11 月	平成 24 年 1 月
平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月	平成 24 年 5 月

平成 24 年度以降	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
4 月～ 7 月	9 月
8 月～11 月	1 月
12 月～ 3 月	5 月